相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字浅虫字山下二五三番地の一、最後の住所青森市小柳六丁目一四番五号
被相続人　亡　森山　美奈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
青森市中央一丁目一番二号メゾン青森Ａ一階　森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市堤町二丁目二五番地の一、最後の住所青森市第二問屋町一丁目四番地二九
被相続人　亡　鈴木　康六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
青森市長島二丁目二五番一号　太陽生命青森ビル七階　竹中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹中　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市宝町一二番地、最後の住所山形県鶴岡市宝町一二番一五号
被相続人　亡　蓮池　嘉男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
山形県鶴岡市ほなみ町一番一号　ナエズサトウテナント2－Ａ
相続財産管理人　日詰　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市西区三橋六丁目一四四五番地七、最後の住所埼玉県さいたま市桜区大字宿一一三番地九　二見パナハイツ二〇二
被相続人　亡　菅原　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
埼玉県さいたま市浦和区高砂三－七－二浦和ＭＴビル四階
相続財産管理人　阿部　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市中島一丁目六〇番地、最後の住所新潟県長岡市高畑町三〇二番地一六
被相続人　亡　福井　美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
新潟県見附市南本町二丁目一〇番二五号
相続財産管理人　金子　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市白梅町一六九番地、最後の住所大阪市平野区喜連二丁目二番四〇号特別養護老人ホーム喜連内
被相続人　亡　瀬口　貞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
大阪市北区西天満一丁目一一番二〇－一一〇四号イトーピア西天満ソアーズタワー一一階
相続財産管理人　平栗　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区中濱町七〇番地、最後の住所不詳
被相続人　亡　小八　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
大阪市北区西天満一丁目一一番二〇－一一〇四号イトーピア西天満ソアーズタワー一一階
相続財産管理人　平栗　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市山手町二二一二番地一、最後の住所山口県下関市山の田東町一二番一－二〇一号
被相続人　亡　吉田　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
山口県下関市細江新町三番四五号
相続財産管理人　米谷　盛人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市大字芳士一〇七七番地一、最後の住所宮崎県宮崎市池内町数太木一七四九番地一　古賀総合病院内
被相続人　亡　小川　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十八日
宮崎県宮崎市生目台東二丁目七番地一
相続財産管理人　橋口　律男

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年一月十八日
一、墳墓等所在地　福岡県北九州市八幡東区高見三丁目七番
一、墳墓等の名称　松崎墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡県北九州市八幡東区川渕町三番二三号　宗教法人永明寺代表役
松崎　信隆

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第三－四三三八号
(三)　商号　株式会社エルエクスプレス
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社エルエクスプレス　東京都中央区銀座三丁目一四番一五号　第二厚生館ビル一階　代表取締役　太田佳純
(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区銀座三丁目一四番一五号　第二厚生館ビル一階
(六)　旅行業登録年月日　平成九年十二月十二日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年十二月二十四日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年一月十八日
東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博